

厚生労働省における 発達障害者支援施策

発達障害者支援法のねらいと概要

I ねらい

- 発達障害の定義と発達障害への理解の促進
- 発達障害者に対する生活全般にわたる支援の促進
- 発達障害者支援を担当する部局相互の緊密な連携の確保

II 概要

定義：発達障害＝広汎性発達障害（自閉症等）、学習障害、注意欠陥・多動性障害等、通常低年齢で発現する脳機能の障害

就学前(乳幼児期)

- 早期の発達支援
- 乳幼児健診等による早期発見

就学中(学童期等)

- 就学时健康診断における発見
- 適切な教育的支援・支援体制の整備
- 放課後児童健全育成事業の利用
- 専門的発達支援

就学後(青壮年期)

- 発達障害者の特性に応じた適切な就労の機会の確保
- 地域での生活支援
- 発達障害者の権利擁護

発達障害者支援センター 専門的な医療機関の確保（都道府県）

専門的知識を有する人材確保 調査研究（国）

発達障害者支援法

(平成16年12月成立、平成17年4月施行)

第1章 総則(目的、定義、国及び地方公共団体の責務、国民の責務)

第2章 児童の発達障害の早期発見及び発達障害者支援のための施策(児童の発達障害の早期発見等、早期の発達支援、保育、教育、放課後児童健全育成事業の利用、就労の支援、地域での生活支援、権利擁護、発達障害者の家族への支援)

第3章 発達障害者支援センター等(発達障害者支援センター等、秘密保持義務、報告の徴収等、改善命令、指定の取り消し、専門的な医療機関の確保等)

第4章 補則(民間団体への支援、国民に対する普及及び啓発、医療又は保健の業務に従事する者に対する知識の普及及び啓発、専門的知識を有する人材の確保等、調査研究、大都市等の特例、施行期日、見直し)

2

発達障害者支援法施行後の施策

• 第1章「総則」、第3章「発達障害者支援センター等」
→地域支援体制の確立を行うための事業

• 第2章「児童の発達障害の早期発見及び発達障害者支援のための施策」
→支援手法の開発を行うための事業

• 第4章「補則」
→情報提供・普及啓発、専門家の育成を行うための事業

3

厚生労働省における発達障害者支援施策

課題	平成20年度施策
1 地域支援体制の確立 ●支援ネットワークの形成	①発達障害者支援体制整備事業(2.1億円) 発達障害者の検討委員会を設置(都道府県)、個別支援計画の作成(市町村)等を行うことにより、支援の体制を構築
	●全県的な相談支援の充実 ②発達障害者支援センターの設置、運営(地域生活支援事業の内数) 発達障害者やその家族などに対して、発達障害に関する相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを実施 ③子どもの心の診療拠点病院機構推進事業(母子保健医療対策等総合支援事業の内数) 様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施。
2 支援手法の開発	④発達障害者支援開発事業(5.2億円) 先駆的な発達障害者支援の取り組みをモデル的に実践し、その分析・検証を通じて有効な支援手法を開発・確立(全国20箇所程度) ⑤青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業(43百万円) 地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立
3 就労支援の推進	⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラムの推進(85百万円) ハローワークにおいて、発達障害等の求職者について、きめ細かな就労支援を実施するとともに、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害に対する専門的な就労支援を効果的に実施 ⑦発達障害者就労支援者育成事業(12百万円) 発達障害者支援センターにおいて、発達障害者支援関係者に対し、就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会実施 ⑧発達障害者に対する職業訓練の推進(106百万円) 一般の職業能力開発校において、発達障害者対象職業訓練コースを設置するモデル事業を実施し、職業訓練機会の充実を図る
4 情報提供・普及啓発	⑨発達障害情報センター(49百万円) 発達障害に関する知見を集積し、全国にインターネット等により情報提供・普及啓発を図る
5 専門家の育成	⑩発達障害研修事業(18百万円) 小児医療、精神医療、療育の3分野について、発達障害支援に携わる職員に対する研修を行い、各支援現場における対応を充実

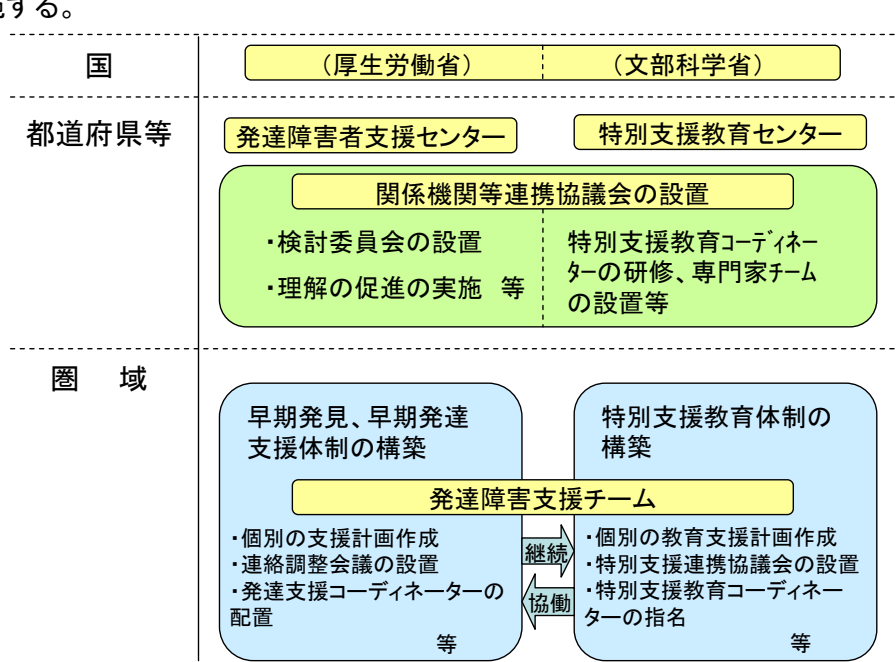
4

1 地域支援体制の確立

①発達障害者支援体制整備事業

発達障害者の乳幼児期から成人期までの各ライフステージに対応する一貫した支援を行うため、都道府県・指定都市に発達障害の検討委員会を設置するとともに、圏域において個別支援計画の作成等を行うことにより、支援の体制整備を構築する。

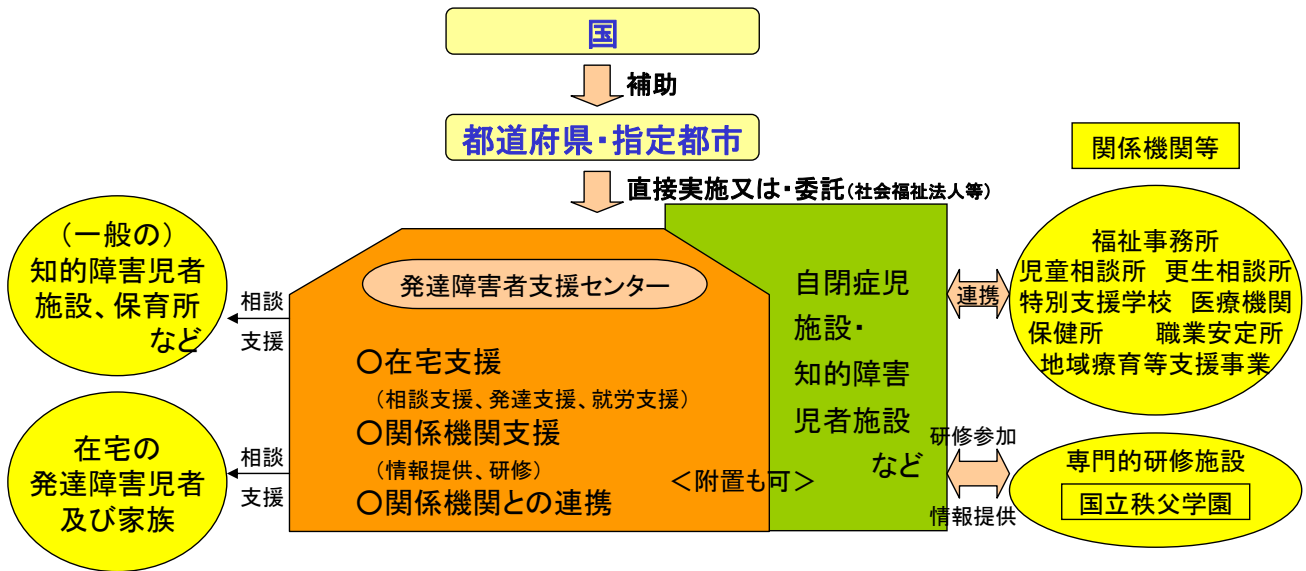
(※)文部科学省の実施する「発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業」と協働して実施する。



1 地域支援体制の確立

②発達障害者支援センター運営事業

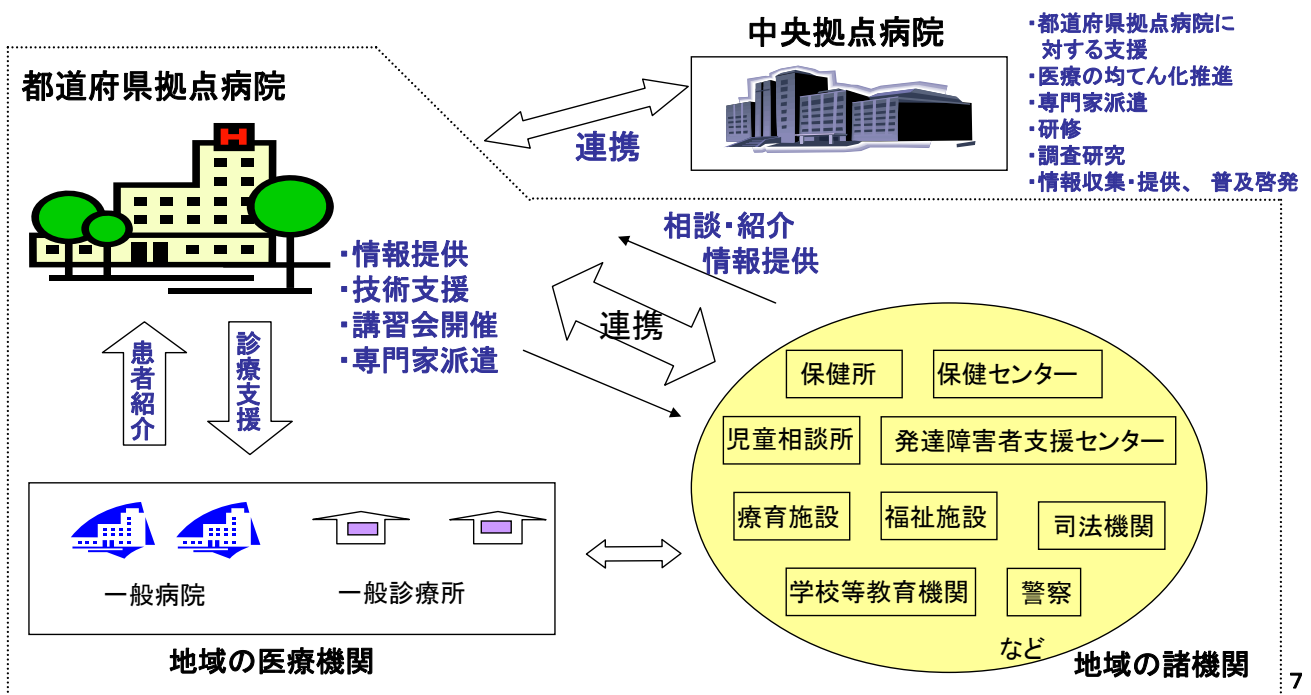
各都道府県・指定都市に設置する発達障害者支援センターにおいて、発達障害者またはその家族などに対して、相談支援、発達支援、就労支援及び情報提供などを行う。



1 地域支援体制の確立

③子どもの心の診療拠点病院の整備

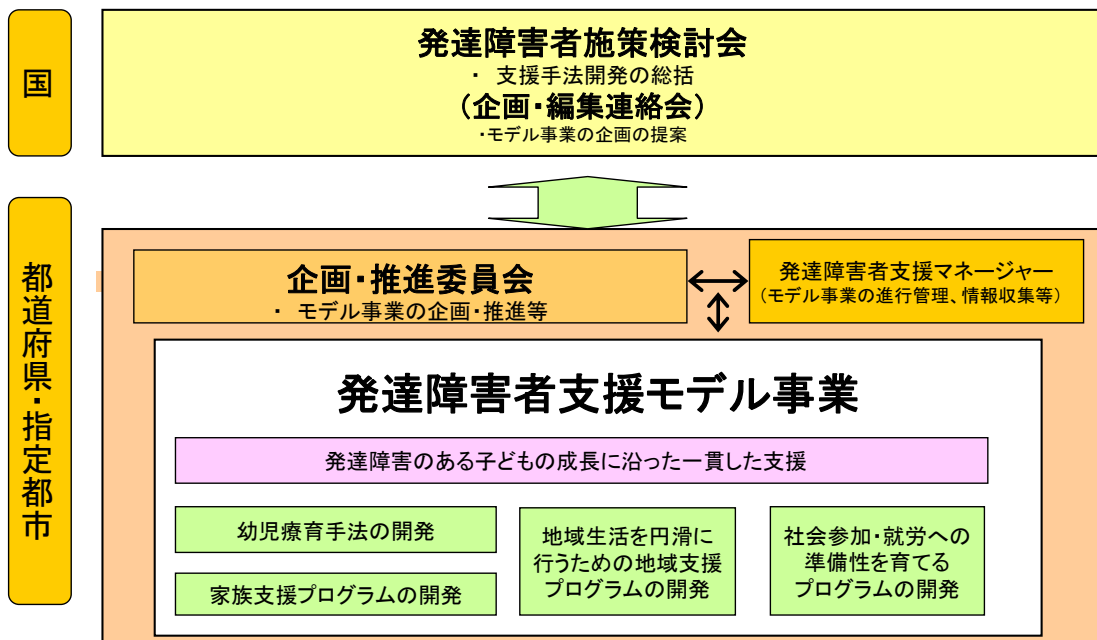
平成20年度においては、様々な子どもの心の問題、児童虐待や発達障害に対応するため、都道府県域における拠点病院を中核とし、各医療機関や保健福祉機関等と連携した支援体制の構築を図るための事業を実施するとともに、中央拠点病院の整備を行い、人材育成や都道府県拠点病院に対する技術的支援等を行っている。



2 発達障害者の支援手法の開発

④発達障害者支援開発事業

国に発達障害者施策検討会、都道府県・指定都市(全国20箇所程度)に企画・推進委員会を設置し、発達障害者、その家族、関係者に対する支援方策をモデル事業として実施し(市町村、社会福祉法人等に委託可)、それを評価・分析して発達障害者への有効な支援手法を開発・確立する。

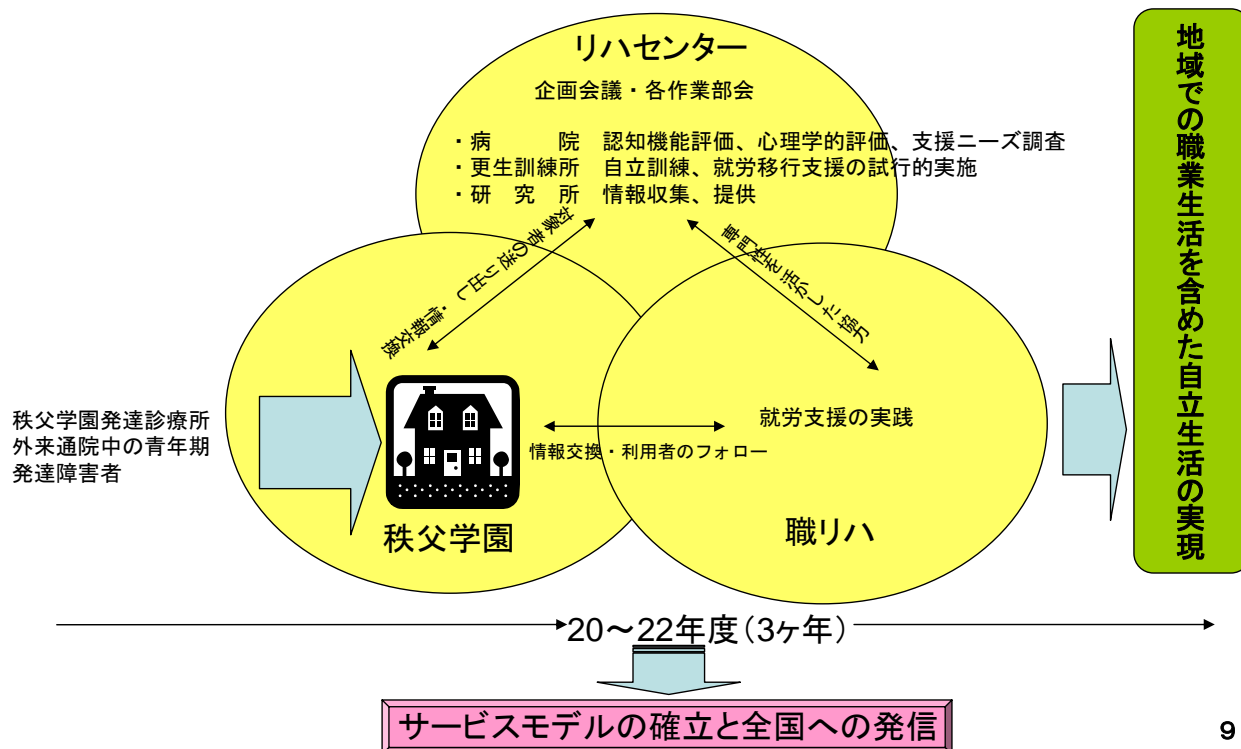


8

2 発達障害者の支援手法の開発

⑤青年期発達障害者の地域生活移行への就労支援に関するモデル事業

リハセンターを中心に国立秩父学園、職リハと協力のもとに中等教育卒業者等就労が困難な青年期発達障害者を対象として、地域での職業生活を含めた自立生活を実現するための就労支援体制のサービスモデルを確立し、全国へ発信する。



9

3 就労支援の推進

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

⑥ 若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じた専門支援機関に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、専門的な相談、支援を実施する。

また、専門支援機関である地域障害者職業センター及び発達障害者支援センターにおいて、発達障害者に対する就労支援の機能を強化し、適切な支援を実施する。

⑦ 発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者の雇用促進を図るため、発達障害者支援センターにおいて、医療・保健福祉・教育等の関係機関の発達障害者支援関係者に対する就労支援ノウハウの付与のための講習、事業主を対象とした雇用管理ノウハウの普及・啓発を図るためのセミナーを実施するとともに、発達障害者と支援による体験交流会を開催する。

※ 実施箇所数 6箇所

発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及び地域障害者職業センターにおける試行実施

発達障害者の雇用促進に資するため、独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構障害者職業総合センターにおいて発達障害者の就労支援に関する研究を行うとともに、発達障害者に対する職業リハビリテーション支援技法の開発及びその蓄積を図る。

また、これら技法開発の成果を活用し、地域障害者職業センターで発達障害者に対する専門的支援の試行実施を行う。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

ケースワーク方式による職業指導等の実施

ハローワークにおいて、個々の障害者の能力・適性等に応じて、ケースワーク方式により、きめ細かな職業相談・職業指導を実施する。

併せて、ハローワークとの連携の上、地域障害者職業センターにおいて、職業評価、職業準備支援、職場適応支援等の専門的な各種職業リハビリテーションを実施する。

障害者試行雇用(トライアル雇用)事業の推進

事業主に障害者雇用のきっかけを提供するとともに、障害者に実践的な能力を取得させ、常用雇用へ移行するための短期間の試行雇用を実施して、障害者雇用を推進する。

福祉施設の人材を活用したジョブコーチ支援の充実

福祉施設の職員が行うジョブコーチ支援について、障害者雇用納付金制度に基づく助成金の支給を行うことにより、福祉施設のノウハウを生かした効果的な職場適応援助を行う。

※ 障害者雇用納付金事業

障害者就業・生活支援センター事業の拡充

雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関ネットワークを形成し、障害者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な相談・支援を行う「障害者就業・生活支援センター」の設置箇所数を拡充する。

10

3 就労支援の推進

◎ 発達障害者を対象とした支援施策

⑧ 一般の職業能力開発校における発達障害者を対象とした職業訓練モデル事業

(平成19年度開始)

一般の公共職業能力開発校において、発達障害者を対象とした訓練コースを設置し、その障害に配慮した職業訓練を行うモデル事業を拡充する。

※ 実施箇所数 3箇所→6箇所

障害者職業能力開発校における発達障害者対象職業訓練の本格実施

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の運営する障害者職業能力開発校において、H18から発達障害者の試行的な受入れを開始したところであるが、上記の研究成果等を踏まえ、H20から新たに発達障害者対象訓練コースを設置し、職業訓練を本格実施する。

※ (独)高齢・障害者雇用支援機構交付金事業

IT等を活用した発達障害者の就労促進・就労継続に向けた支援等に関する調査研究

発達障害のある人に対する職業訓練等における支援・配慮の提供に関する実態調査を実施し、効果的な支援・配慮に関する事例集及びマニュアルを作成するとともに、それらに関する知識を広げるための研修や情報提供の方法等について検討する。

※ (独)雇用・能力開発機構職業能力開発総合大学の研究事業

◎ 発達障害者が利用できる支援施策

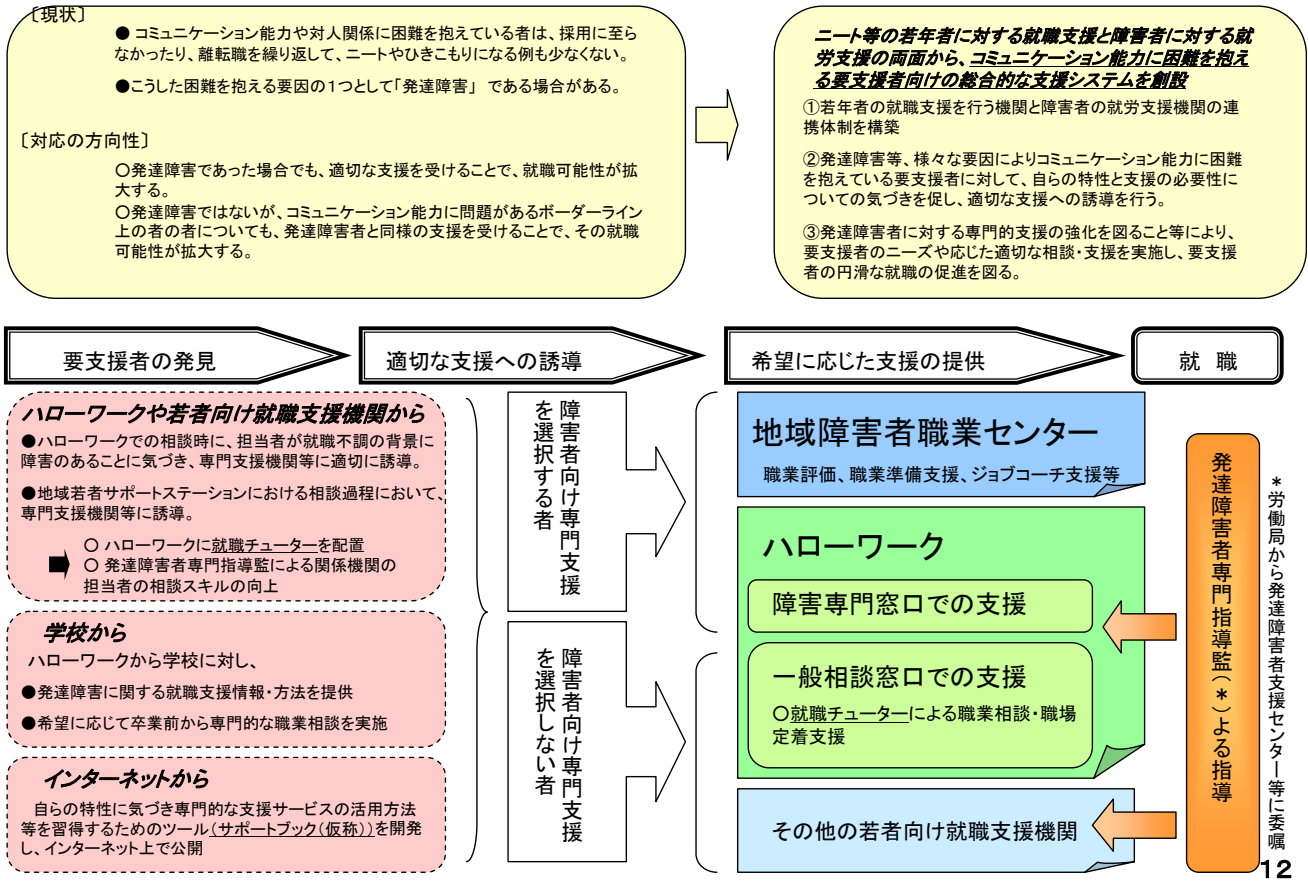
民間を活用した機動的かつ実践的な職業訓練の推進

障害者の態様に応じた多様な委託訓練の拡充により職業訓練機会の充実を図るとともに、特別支援学校と連携したより早い段階からの職業能力開発を行い、一般就労に向けた切れ目のない支援を実施する。

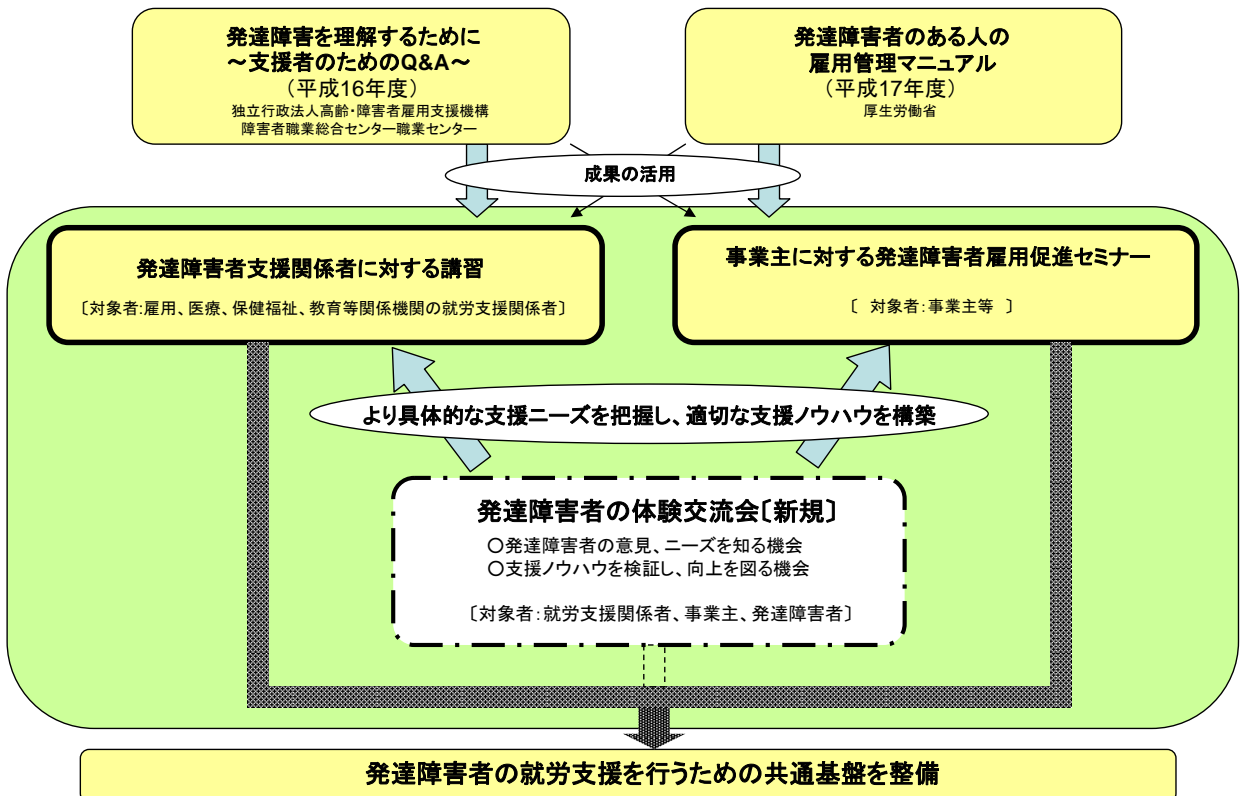
※ 対象者数 6,600人→8,150人

11

3 就労支援の推進 ⑥若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

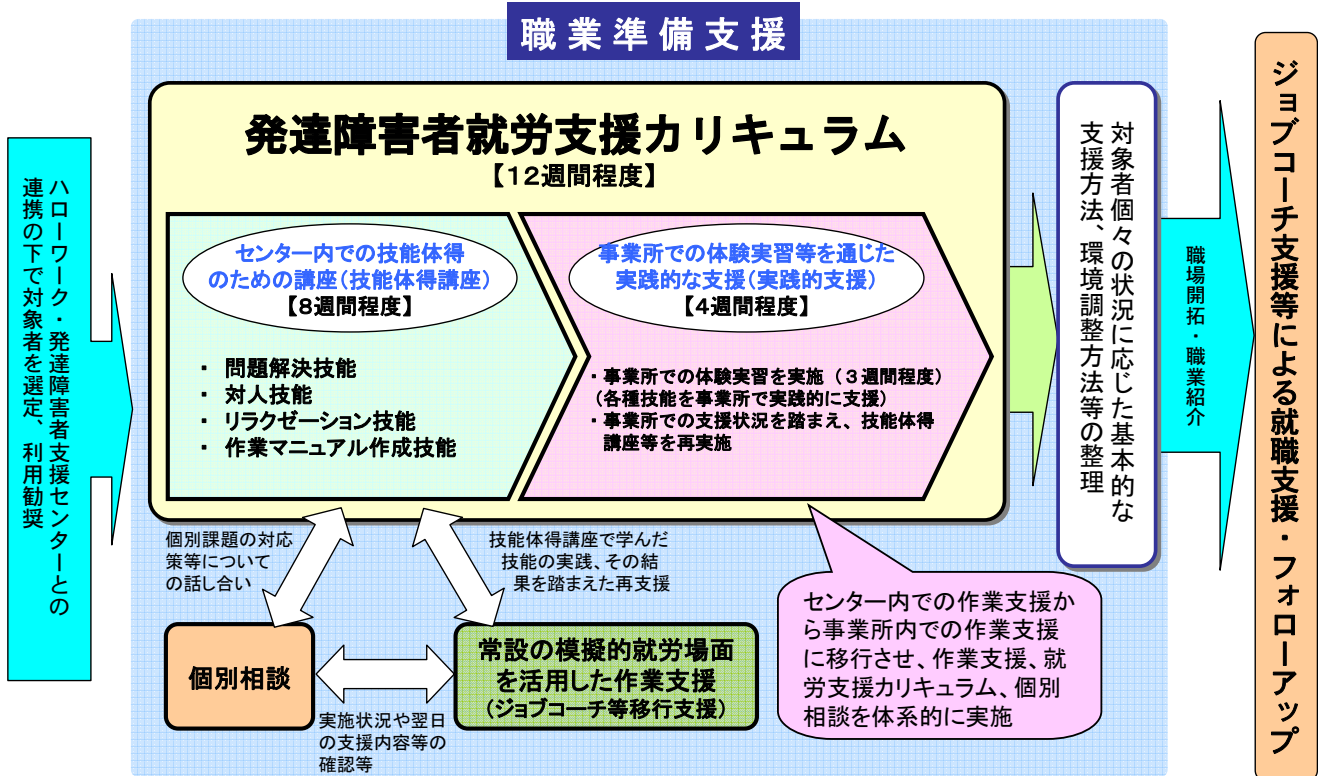


3 就労支援の推進 ⑦発達障害者の雇用促進のための就労支援者育成事業の拡充



3 就労支援の推進

地域障害者職業センターにおける発達障害者に対する専門的支援の試行実施の流れ



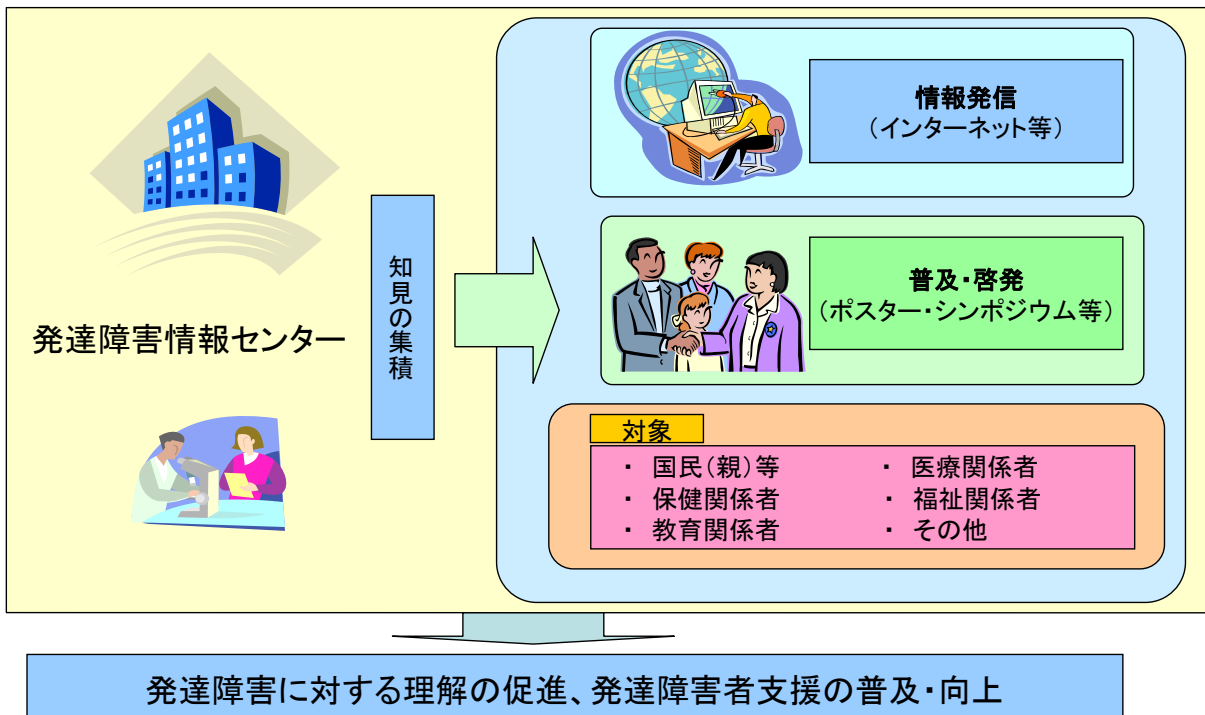
●全国4箇所の地域障害者職業センターで試行 (H19～東京、大阪 H20.7月(予定)～滋賀、沖縄) 14

4 情報提供・普及啓発

⑨発達障害情報センター

(10月1日から国立障害者リハビリテーションセンターに設置)

発達障害に関する知見を集積し、全国へ情報提供・普及啓発活動を行う。



5 専門家の育成等 ⑩発達障害に係る研修等

発達障害施策に携わる職員に対する研修等を行い、各支援現場等における対応の充実を図る。
研修は、小児医療、精神医療、療育の3分野について、それぞれの専門機関である国立機関において医師等を対象とした研修を行う。

1 発達障害者支援センター職員実務研修

発達障害者支援センター職員を対象とする研修を行い、職員の資質の向上を図る。

期 間 5日間 年2回
対 象 全国の発達障害者支援センター職員で心理療法及び相談支援を担当する職員 20名

2 発達障害関係職員研修

学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に対する支援は、十分に対応がなされていないことから、都道府県・政令指定都市の発達障害分野の指導者となる職員に対する研修を実施し、発達障害者の支援の充実を図る。

期 間 5日間 年2回
対 象 都道府県・政令指定都市の現任者（行政担当者、保健師、保育士等 60名）

3 自閉症に関するセミナー

①自閉症子育て支援セミナー

全国の保護者を対象とした療育援助に関する情報の普及と障害への理解を目的。

期 間 4日間 年2回
対 象 全国の自閉症児（者）の保護者 100名

②自閉症トレーニングセミナー

全国の自閉症等関係施設職員及び教師等を対象に実践を通じた療育援助技術の習得を目的。

期 間 5日間 年2回
対 象 全国の自閉症関係施設職員及び教職員 30名

4 小児医療等に関する研修

幼児期、小児期における早期発見を強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年2回
対 象 全国の小児医療機関の医師等

5 精神医療等に関する研修

幼児期、小児期において発見されなかったアスペルガー症候群などの発見について強化し、適切なアドバイスや、専門医への紹介をするための研修。

期 間 2日間 年2回
対 象 全国の精神医療機関の医師等

発達障害者支援の推進に係る 検討会報告書の概要

発達障害者支援の基本的な考え方と取組み

- 発達障害者については、一人一人が持つ学習面、行動面、社会性、コミュニケーション等に係る課題に対して様々な分野と連携して対応能力の向上を図ることが必要
- 適切な支援を行うことにより期待できる効果
 - ・適切な人間関係の構築
 - ・二次的な障害の防止
 - ・自立・社会参加

発達障害者支援における課題

(1) 当事者とその家族に対する支援提供の流れに沿った課題

① 気づき

- ・信頼のおける情報提供の充実
- ・確実なフォローの実施や専門的な人材によるバックアップ体制の確立

② 診断前支援

- ・日常生活の中で生じている問題の整理や、その時点で取り組むことができる具体的な対処方法の提示等の支援の充実

③ 診断

- ・専門的な医師を確保するための発達障害の診断に係る人材の養成の強化
- ・診断後の家族に対する、社会的及び心理的な孤立を防ぐための支援体制の確立(ペアレントメンター等)

④ アセスメントやモニタリング

- ・各分野共通の視点から行うアセスメントやモニタリング方法の開発や実施する専門家の養成

⑤ 支援

- ・効果等を客観的に検証した支援手法の整備や普及
- ・当事者とその家族自身の問題解決能力を高めるための支援体制の確立や人材の養成

18

- ・老年期までを視野に入れた職業生活を含めた社会生活の支援に関する支援モデルの開発

⑥ 連携

- ・関係機関や関係者の連携システムの構築

(2) 発達障害者支援に関わる者の役割と課題

① 直接処遇職員(=保育所、学校、福祉サービス事業所、ハローワーク、児童養護施設等の職員)

- ・当事者とその家族に対する基本的な支援や専門的な支援を行う機関への相談及び紹介ができること
- ・適切な研修への積極的な参加や、必要に応じて連絡の取れる体制の確保

② 発達障害について専門的な支援を行う者(=医療機関、保健所、教育センター、障害者職業センター等で専門的な支援を行う者)

- ・信頼のおける情報を把握し、的確な助言が行えること
- ・適切な情報の収集や研修の参加、ケースカンファレンスの実施等による助言技術の向上

③ 発達障害者支援センター

- ・当事者とその家族、関係者に対して適切なアセスメントや相談等の対応が提供できること
- ・都道府県等の全体の状況把握
- ・家族同士で相談や情報交換を行うピア・カウンセリングやペアレントメンターの養成について検討

④ 市町村

- ・個別の支援計画の提供や人材の育成、住民に対する普及啓発等の実施
- ・関係機関や関係者の連携システムの構築

⑤ 都道府県・指定都市

- ・人材の育成や住民に対する普及啓発等の実施
- ・関係機関や関係者の連携システムの構築

⑥ 国

- ・支援手法の開発や研究、専門的な人材の養成、普及啓発の推進
- ・発達障害情報センターと文部科学省の発達障害教育情報センターとの連携強化

19

今後の対応の方向性

(1)地域支援体制の整備

- 市町村等において発達障害者に対する個別の支援計画作成と活用が推進されるよう発達障害者支援センターが必要に応じてサポートを行う体制の整備
- 発達障害者支援センターは、専門的なアセスメントやモニタリングを行う機関として位置付けを明確化
- 就労支援における「発達障害者に対する専門的支援のカリキュラム」の全国実施等による体制を強化

(2)支援手法の開発

- 有効な支援手法の整備と普及の推進
- 特に不足している青年期・成人期における支援モデルの開発

(3)調査・研究

- 研究を推進するための評価尺度の開発
- 発達障害に関するデータベースの構築

(4)人材の育成

- 医療・保健・福祉・教育・労働等各分野共通のテキスト等を作成
- 実地研修による専門的人材の育成
- 発達障害者の家族をペアレントメンターとして養成

(5)情報提供・普及啓発

- 発達障害情報センター、発達障害教育情報センターにおける情報収集、分析、発信の強化
- 発達障害者支援に関わる省府間の緊密な連携の強化